

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、8月8日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、

ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 *混雑時は電話がつながりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページで閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



新型コロナワクチン4回目接種対象者の拡大

新型コロナワクチン4回目接種の対象者が、医療従事者・高齢者施設従事者等に拡大されました。

[接種対象者]3回目接種後5か月が経過している▶60歳以上の方 ▶18歳～59歳の方で、基礎疾患を有する方や、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いと医師が認める方 ▶重症化リスクが高い多くの方々に、サービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者 **[予約方法]**事前に墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル(コールセンター)☎0120-714-587へ *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む) *墨田区専用予約システムからも申込可 *詳細は区ホームページを参照



墨田区専用予約システム



墨田区国民健康保険または、東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスを除く)。

[対象]次の**全ての要件**を満たす方▶墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶給与等の支払いを受けている被用者である ▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**[支給期間]**労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**[支給額]**直近の継続した3か月間の給与と収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり**[適用期間]**2年1月1日～4年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで) *申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内

受給には申請が必要です。受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者

国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123

東京都後期高齢者医療制度の被保険者

広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519・FAX0570-086-075 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

熱中症を防ぐために「外せる場面」ではマスクを外しましょう!

[問合せ]保健計画課保健計画担当☎5608-6189

気温・湿度が高いときにマスクを着用すると、喉の渇きに気づきにくくなったり、体温が上がりやすくなったりするため、熱中症の危険性が高まります。屋外での運動時などはマスクを外しましょう。なお、マスクを外す場合も、手洗いなどの基本的な感染症対策を継続しましょう。

以下のような場面ではマスクを外しましょう

- ▶自宅の庭で花や植木に水やりをする
- ▶ペットの散歩をする
- ▶ウォーキングやランニング等、屋外で運動する
- ▶体育の授業や部活動等で運動する



新型コロナウイルス感染症予防の観点からマスクの着用が重要視されている中、"どのような場面でマスクを外していいのか"わかりにくくなっていることから、「マスクをはずせる場面」について、未就学児と小学生以上に分けて考え方が示されました。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。



ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

誰もが働きやすい職場へ 女性活躍推進・働き方改革 アドバイザー派遣事業

女性の活躍やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、働き方改革をめざす区内の中小企業等を対象に、無料で社会保険労務士をアドバイザーとして派遣します。助言を受けることで、働く人の意欲向上や優秀な人材確保、生産性向上、企業のイメージアップなどの効果が期待できます。誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいきましょう。

[対象]常時雇用する労働者数が100人以下の区内の中小企業等 *審査あり**[申込み]**随時、申込書を直接または郵送で〒130-8640人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当(区役所14階)☎5608-6512へ *申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可



この機会に考えてみましょう 「子どもの人権110番」強化週間

8月26日～9月1日は、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間です。学校でのいじめや家庭内での児童虐待等、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図ることを目的として、人権擁護委員等が子どもや保護者等からの電話相談を受け付けています。強化週間は、時間を拡充していますので、ご利用ください。

[とき]強化週間(8月26日～9月1日)の▶月曜日～金曜日=午前8時半～午後7時 ▶土・日曜日=午前10時～午後5時 *強化週間以外は月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)**[相談先]**東京法務局人権擁護部☎0120-007-110**[費用]**無料**[問合せ]**人権同和・男女共同参画課人権同和担当☎5608-6322

立ち退きなどで住宅にお困りの方へ 高齢者等住宅あっせん事業

立ち退きなどのため、住宅に困っている方に民間賃貸住宅への入居を支援します。

[対象]▶65歳以上のひとり暮らし世帯 ▶65歳以上の方を含み、全ての世帯員が60歳以上の方で構成される世帯 ▶身体障害者手帳1級～4級の方または愛の手帳1度～3度の方を含む世帯 ▶18歳未満の児童を扶養するひとり親世帯**[要件]**次の全ての要件を満たす方▶家賃の支払いができる ▶区内に1年以上居住している ▶立ち退き等を要求され、住まいに困っている ▶自力で日常生活が可能である ▶身元保証人がいる**[申込み]**随時、直接、住宅課居住支援担当(区役所9階)☎5608-6214へ *詳細は区ホームページを参照

